

## 公用車両売払い契約書(案)

売出人高知県・高知市病院企業団（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により公用車両の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（売買物品及び売買代金）

第2条 甲は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を金 円（内消費税額及び地方消費税額 円）をもって乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

売 買 物 品	数量（台）	摘要
車両	1	詳細は別紙のとおり

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、高知県・高知市病院企業団契約規程（平成17年3月1日管理規程第3）第2条において準用する高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第39条及び第40条第2号の規定により免除する。

（代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書の期限までに甲に支払わなければならない。なお、納入について、売買物品を受領する期日までに行うこと。

（所有権の移転及びその時期）

第5条 売買物品の所有権は、乙が売買代金を納入した時に、甲から乙に移転するものとする。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第6条 乙は、本契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第12条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（売買物品の引渡し）

第7条 甲は、売買物品の所有権が移転した日から令和7年1月29日までの間で両者の定める日に、当該物件を乙に引き渡し、乙は、当該物品の受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物品の引受けについては、甲の指示に従わなければならない。

(危険負担等)

第8条 乙は、この契約締結の時から売買物件の所有権移転の時までにおいて、当該物件がその責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転の時から引渡しの時までにおいて当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免を請求することができないものとする。

2 乙は、この契約締結後売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(売買物品の搬出)

第9条 乙は、売買物品を甲の指示に従い、令和7年1月29日までに搬出する。

(売買物品の処分等について)

第10条 乙は、売買物品を再販売または処分、処理しようとするときは、古物営業法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他の目的に利用し、または、他人に漏らしてはならない。

2 本条の規定は、この契約が終了し、または、解除された後においても効力を有する。

(契約解除)

第12条 甲は、乙（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者をも含む。）がその責めに帰すべき事由により、この契約に定める義務を履行しないときは、催告を行うことなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除された場合においては、乙は、売買代金の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員は、違約金を共同連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団排除措置による解除)

第12条の2 甲は、乙（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者をも含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この

項において同じ。)であると認められるとき。

(2) 役員等(次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))

(3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

(6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 第6条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

(談合等の不正行為が行われた場合の解除)

第12条の3 甲は、乙(乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者を含む。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第62条第

- 1 項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあつては、その役員及びその使用人をも含む。）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第 14 条第 1 項第 1 号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。
- 2 第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（損害賠償）

第 13 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、第 12 条第 1 項又は第 12 条の 2 第 1 項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第 12 条第 2 項に定める（第 12 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前 2 項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員は、損害金を共同連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成員であつた者についても、同様とする。

(賠償額の予定)

第 14 条 乙（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者をも含む。）は、第 12 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、売買代金の 10 分の 1 に相当する額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条に規定する納入の通知をいう。次条第 1 項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日又は 12 月 31 日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 12 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合

(2) 第 12 条の 3 第 1 項第 3 号に該当する場合であって、刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における売買代金の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年 5 パーセントの割合で計算した額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。

3 前 2 項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員は、賠償金並びに損害金及び遅延利息を共同連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

4 前各項の規定は、売買契約が完了した後においても適用する。

(違約罰としての違約金)

第 14 条の 2 乙（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者をも含む。）は、第 12 条の 3 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日又は 12 月 31 日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。）までに支払わなければならない。

2 前項の違約罰としての違約金の額は、売買代金の 10 分の 1 に相当する額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号（複数該当する場合はそれぞれの号）に定める額を違約金額から減額した額とする。

- (1) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、第12条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する構成員（以下この条において「違約罰対象構成員」という。）以外の構成員がある場合 違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の共同企業体協定書に規定する出資割合（第3号において「出資割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
  - (2) 乙（乙が共同企業体である場合を除く。）がこの契約に関し独占禁止法第7条の2第11項又は第12項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。）である場合 違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
  - (3) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合 違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての違約罰対象構成員は、違約罰としての違約金を共同連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。
  - 4 前項の場合において、共同企業体の代表者が第12条の3第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないときは、甲は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、甲が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、甲に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。
  - 5 前各項の規定は、売買契約が完了した後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

第14条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人をも含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、売買物品の引渡しをした後においても適用する。

3 前2項の規定は、売買物品の引渡しをした日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（損害金等の徴収）

第15条 乙がこの契約に基づく損害金、違約金、賠償金又は違約罰としての違約金を甲の指定する期間（第14条に規定する賠償金にあつては同条第1項に、第14条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。）内に

支払わないときは、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。）の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第16条 第14条第2項及び前条の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（契約の費用）

第17条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

（疑義の決定等）

第18条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）

第19条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

売 払 人 高知市池 2125 番地 1  
高知県・高知市病院企業団  
契約担当者 企業長 村岡 晃

買 受 人 住 所  
氏 名